

- 日程第二十六 議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十七 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十八 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十九 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十一 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十二 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十三 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十四 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 日程第三十五 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十六 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十七 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十八 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十九 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十一 議案第六十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十二 議案第六十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十三 議案第七十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十四 議案第七十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

昭和五十八年第二回福生市議会定例会議事日程

(追加その一)

- 追加日程第一 議案第六十二号 福生市議会の議員の昭和五十八年六月期期末手当の支給割合を定める条例
- 追加日程第二 議案第六十三号 福生市の一般職員の昭和五十八年六月期期末手当の支給割合を定める条例
- 追加日程第三 議案第六十四号 福生市教育委員会委員の任命について
- 追加日程第四 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

午前十時 開會・開議

○議長(田村市郎君) ただいまから昭和五十八年第二回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(田村市郎君) 日程第一 會議錄署名議員の指名を行います。

會議録署名議員の指名は、會議規則第三十二條の規定によ

り、議長において

四番 石川泰一君

五番 赤星行人君

六番 齊藤 巽君

以上三名を指名いたします。

○議長(田村市郎君) この際、報告事項がありますので、事務局局長

をして諸般の報告をいたさせます。

(森田議会事務局長報告)

一、昭和五十八年第二回福生市議会定例会の招集について(別紙参照)

二、議案の送付について(別紙参照)

三、議案説明員の出席要求について(別紙参照)

四、昭和五十八年三月分例月出納検査の結果について(別紙参照)

五、昭和五十八年四月分例月出納検査の結果について(別紙参照)

六、福生市土地開発公社の経営状況について(別紙参照)

七、昭和五十七年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(別紙参照)

八、昭和五十七年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について(別紙参照)

○議長(田村市郎君) 以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君) 日程第二 会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 宮沢良一君 登壇)

○議会運営委員長(宮沢良一君) 御指名をいただきましたので、去る三日午後一時から開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告いたします。

まず日程でございますが、議案は、市長から提案されております三十一議案がすべてでありまして、ほかに一般質問については、七名の議員から通告時間七時二十分の通告がされております。日程の順序については、先例に従い一般質問を最初にお願ひし、規約補正予算、市道関係、契約関係の順にお願ひし、最後に表彰関係の議案を御審議願うことといたしました。

次に、議案の取り扱ひについてでございますが、今回は、特に内容が急施を要するものが多く、各委員会に付託する議案については、お手元の付託表のとおり、四議案をお願いすることとし、そのほかについては、

すべて即決をお願いすることといたしました。

また、一括して御審議願う議案につきましては、表彰関係議案のうち日程第十から日程第十六の七議案、日程第十八と第十九の二議案、日程第二十一から日程第二十七の七議案、日程第三十二と第三十三の二議案についてそれぞれ一括して御審議願うことといたしました。

次に、会期についてでございますが、今定例会は、議案のうち即決議案が多く、委員会の日程等含めて協議の結果、本日と十三日の二日間一般質問、議案審議をお願いし、最終日を二十日とする十一日間と決定いたしました。

次に、全員協議会についてであります。理事者から三件について申し出がありますので、本日の会議の冒頭に休憩をお願いし、全員協議会を開催することといたしました。

以上でございますが、本定例会は議会の改選後に行われます最初の定例会でございますので、議事が円滑に運営されます

よう特にお願ひ申し上げまして、御報告といたします。

○議長（田村市郎君）以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、六月十日から六月二十日までの十一日間と決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって会期は十一日間と決定いたしました。

○議長（田村市郎君）暫時休憩いたします。

午前十時七分 休憩

午前十時三十七分開議

○議長（田村市郎君）休憩前に引き会議を開きます。

○ 日程第三 一般質問を行います。

一般質問についてはすでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。九番 上野重勝君。

(九番 上野重勝君登壇)

○ 九番(上野重勝君) 選挙後初めて開かれました定例議会の冒頭におきまして、私の一般質問をお許しをいただきまして、まことに感謝に耐えないところでございます。

さきに通告してありますとおり、私が質問申し上げる事項は二件ございまして、その第一問は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、通称基地周辺生活安定法についてであり、第二問は、都市下水路についてでございます。

御案内のとおり、基地周辺生活安定法につきましては、昭和四十八年一月第十四回日米安保協議委員会におきまして、関東地区の米軍施設を横田基地に統合するという、いわゆる関東計画に端を発しまして、わが福生市がその代償として四百六十八億円

に上ります民生安定のための諸施策を国の負担において実施するよう要求いたしました。これに対し全国基地協議会、あるいはまた全国市議会議長会基地協議会等が強力に後援をし、福生市が中心となりました。国に、あるいはまた国会に強力に運動いたしました結果、昭和四十九年六月に法律第百一号をもって制定、公布されたものでございまして、この間におきまして先輩諸氏の御努力に対し深甚なる敬意を払うものでございます。この結果、福生市の公共施設は飛躍的に増強整備をされ、御案内のように市民会館、中央図書館を初め、あるいはまた最近におきましては、加美緑地の整備、そしてまた陸上競技場、西住宅幹線排水路等、多くの公共施設が整備をされたわけでございます。

そこで、市長に對しまして御質問を申し上げます。

まず第一点、先ほどもお話しを申し上げましたが、福生市が要求をいたしました四百六十八億円という施策について、現在までの程度のものが実現をできたか、細かいところは結構でございます。

すので、御答弁を願いたいと思います。

また、これらの諸施策のうち、あるいは諸施設のうちまだ建設がされてないもの、残されておるものがどのくらいあって、どのようなになっているか。あるいはまた、この法律に基づきますところの諸施設の建設計画がどうなっているか、明らかにしていただきたいと思います。

第二点、この法律の第九条のいわゆる調整交付金につきましては、その総額の七五％を普通交付金とし、残りの二五％につきましては、その基地の態様の变化を考慮して防衛施設庁長官が配分するとなっておりますが、この態様の变化というのはどのようなものであるか、そしてこれに基づきまして福生市などの程度の交付金をいままでもらっているか、五年くらいの期間で結構ですから御答弁いただきたいと思います。

次に第三点、この法律の施行によりまして、新たに一般個人住宅の防音工事ができるようになりました。それで、現在、これ

は第一種地域から第三種地域まで分かれておりまして、第一種地域については、現在国際騒音基準で 80WECPN という数値で区域がなされておりますが、現在この防音工事がどんな状況であるか、どのくらいの戸数なのか、実施状況はどのようなのか、これについてお知らせをいただきたいと思います。

また同時に、昭和四十八年の十二月二十七日の環境庁の告示によりますと、航空機騒音に関する環境基準は 75WECPN というふうになっておりますが、これが実現の可能性はどうか、について御質問を申し上げます。

次に、第四点といたしまして、この法律に基づきます建設事業は、主として建設面、いわゆるハードウェアについては重点が置かれておりますが、管理部門、福祉といったいわゆるソフトウェアの部分については対象となっていないのが現状でございます。今後福生市が建設面、公共施設が整備をされていった場合に、終極的にこの補助対象となるものがなくなるという結果もあり得るわけでこ

ざいまして、このようなことを想定する場合に、今後ソフトウェアの部分についても補助対象にすべきであろう、あるいはまた、そうしないとは福生市の今後の運営に支障があるのではないかと、いうふうに考えておりますが、この点について市長はどのようなお考えになつてゐるか御質問を申し上げます。

次に、第二問の都市下水路について御質問を申し上げます。この都市下水路は、福生市、羽村町、青梅市が主都圏整備法に基づきます市街地開発地域に指定されたことに伴ひまして、この地域内の雨水、あるいはまた工場排水等を福生地内の加美地区から多摩川に放流するために建設された排水路でございます。当然、ここから排水される排水については浄化された清水でなければならぬと考えております。市長並びに担当、あるいは関係部長は、現在放流されている水がどのようなものであるかよく御存じのことと存じますが、私も先日、かに坂公園を視察してこの現況を見てまいりました。あそこにリッパなかに坂公園がございましたが、放

流されている汚水は汚濁に満ち、そしてまた、悪臭を放つはなはだひどいものでございます。この臭気によって、あゆかに坂公園の効用が著しく阻害されるのではないかと、あるいはまた、市民からこれに対する強い批判を受けるのではないかとこのように考えております。

この問題につきましては、過去、先輩議員が何回かにわたつて質問をされておりますが、一向に改善をされていないのが現状でございます。そこで御質問を申し上げます。

一体この汚水を排水している原因は何なのであるか、そしてまたそれを排出しているのはだれなのか、その責任はどこにあるのか、明確にしていたいただきたいと思ひます。それから、この多摩川に排水する汚水を監視すべきいわゆる多摩環境事務所は、これに対して現在までどのような勧告を行い、あるいはどのような処置を講じてきたのか、そしてまた、福生市長はこれに対してどう対処をしてゐるのか、この点について明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

それから第二点、これは昭和五十三年第四回定例会の一般質問におきまして、先輩の木村議員の質問に対して、当時の建設部長の答弁は、昭和五十一年に流域下水道の羽村幹線が完成をいたします。その際にこれらの汚水はこの公共下水を利用するようにするので、大変よくなるであろうと。したがって、この件については関係市所と協議を進めていきたいというふうに答弁を進めていきたいというふうに答弁をいたしておりますが、この協議はどのようなにやされ、そしてまた切りかえはどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

第三点、この下水路は、雨水の排水路としても計画をされたものでございますが、この当時、この下水路は最大降雨量一時間当たり四十ミリリットルとして計算をされたものでございますが、現在各市町村が排水計画としてっております数値は、一時間当たりの降水量が五十ミリでございます。この十ミリ差がございしますが、これについては、今後この都市下水路について改修をされる

のかどうかお伺いをいたします。このためにすでに羽村地域におきましては、集中豪雨等の際には、周辺に溢水をして被害を及ぼしておりますのが現状でございますし、今後、羽村、青梅地域の開発が進むにつれまして、この被害が福生地区に及ぶことは必定でございます。これについてどのような対策を講じておりますのか、市長にお伺いをいたします。

以上、第一問、基地周辺生活安定法、第二問、都市下水路につきまして幾つかにわたり御質問を申し上げましたが、市長並びに担当部長より明快なる御答弁を求めまして、私の一般質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 上野議員の一般質問に対してお答えいたします。

第一点の防衛施設周辺の生活安定法についてお答えをいたします。補助事業の実績、数値等につきましては、担当の部長より答

弁をいたさせますので、私からは基本的な考え方について御答弁を申し上げます。

基地所在に伴う生活環境の整備につきましては、昭和二十八年に制定されました「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」いわゆる特損法により、特に障害防止対策について補助を受け、事業の実施をしてきたわけでございますが、その後、昭和四十一年に防衛施設周辺整備等に関する法律が公布され、昭和四十九年生活環境の整備を重点とした法律改正がされ、今日に至っているわけでございます。この間、昭和四十八年から関東平野地区にある米空軍施設を横田基地に整備統合する計画が決定され、開始されました。この件につきましては御承知のとおり、受入入れの条件として、市民会館、図書館、公園等当面する市の事業四十四件、約四百六十八億の事業費をもって防衛施設庁を初め関係省庁に対し要望を行い、現在に至っております。

本件につきましては、これまでの期間、あらゆる機会に目的達成のため、また民生安定に資するため、補助金の獲得に努めてまいりました結果、直接市民に交付される住宅防音制度等があります。要求に対する成果といたしましては、全体的にはほぼ実績があったものと理解をいたしておるわけでございます。このことは、議員各位を初めとする関係各方面の方々の御理解のたまものと感謝申し上げます。

今後の周辺整備につきましては、本年三月臨時行政調査会の最終答申にも見られるように、防衛施設周辺対策費の特定防衛施設周辺整備調整交付金、及び民生安定助成については、当分の間、総額抑制という厳しい状況になりつつありまして、国の防衛関係予算のうち周辺対策費にあっては、年々減少の傾向にあり、総体的に申し上げて非常に厳しい状況であります。今後とも米軍基地という特殊性を訴え、残された事業はもちろんのこと、今後計画する事業についても議員各位の御理解と御協力をいただきまして、

防衛施設周辺整備全国協議会とも協力し、法律等の改正を含め積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、防音区域の線引について御答弁申し上げます。

横田飛行場周辺における住宅防音工事の対象区域にあっては、昭和五十四年八月及び昭和五十五年九月の二回にわたり告示され、第一種区域ハ〇WECRNの区域、いわゆる国道一六号以东のみが対象区域となり、現在に至っております。横田基地周辺につきましても、機会あるごとに早期に区域を拡大するよう運動を重ねてまいりましたが、おかげをもちまして年内には告示がされる見通しですが、今後もなお一層区域の拡大が図られるよう関係機関に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、都市下水路について申し上げます。現況と改修計画についてでございます。

最近の急速な都市化の進展に伴い、道路整備または一般住宅等の建設増によりまして、雨水及び生活排水がふえ、これが多摩

川を汚している要因となっております。都市下水路組合の水質調査結果によりますと、水質の中ではBOD、SS等が汚濁の原因になっております。この汚濁の発生源でございますが、事業所等は一部では改善を要するところもございますが、主に一般家庭及び営業されていらっしゃる方の生活排水の中に排水基準を大きく上回る悪い水質があり、これが汚濁の主因であると思われれます。このようなことから、一日も早く公共下水道に切りかえるべく整備を急いでおりますが、現在、当市のこの地域での普及率は八二%の水流化が完了しております。また、昨年七月青梅市、羽村町から流入下水調査のため行政界で水質検査を実施したところ、相当の濁水が認められたので、早急に改善方について申し入れをしております。しかし、水質改善の根本的な方途といたしましては、生活排水を公共下水道に接続することによって解決が図れますので、二市一町の公共下水道整備を早急に進めるため、年次計画を立ててございます。これによりまして、羽村町の計画が最終となっております。昭和六十四年には